

水利施設整備事業 (地域用水機能増進型) (旧団体営地域用水機能増進事業)	事業主体 県	所管課班 ㊦ 農村振興課 地域計画班 ㊧ 農村整備課 水利施設保全班
----------------------------------------------------	--------	------------------------------------------

事業内容

用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能を正當に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水のさらなる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能に資するもの。

事業主体

都道府県

採択基準

次の要件をすべて満たしていること

- (1) 受益面積がおおむね200ヘクタール(沖縄県にあっては、100ヘクタール)以上であって、かつ、末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上のものであること。
- (2) 当該地区内の末端支配面積5ヘクタール以上のすべての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として10パーセント以上であること。
- (3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね5パーセント(地域用水機能増進事業実施要綱(平成10年4月8日付け10構改D第221号農林水産事務次官依命通達)に基づく事業と本事業を併せ行う場合にあっては10パーセント)以上であること。

地域用水機能増進事業実施要綱に基づく事業は以下のとおり。

- 1) 地域用水機能増進計画の策定
- 2) 地域用水機能増進支援活動
- 3) 地域用水機能増進活動
- 4) 3)を補完する施設等の改修整備

- (4) 本事業の申請に係る土地改良区又は市町村に、農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会を設置すること。

負担割合	区 分	国	県	市町村 その他	備 考
県営	地域用水機能増進型	50	25	未定	